

第2次須坂市地域福祉計画・第3次須坂市地域福祉活動計画の概要（平成28年3月策定）

地域福祉計画と地域福祉活動計画

- **地域福祉計画**とは…地域の助け合いによる地域福祉を推進するために、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、ともに支え合う地域づくりをめざすための「**理念**」と「**仕組み**」をつくる**行政計画**です。（社会福祉法第107条）
- **地域福祉活動計画**とは…地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となって、地域住民や住民組織、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの民間団体による**福祉活動の具体的な取り組みを定める行動計画**です。

別々に策定していた2つの計画を、より実行性のある計画とするため、今回の計画では一体的に策定

計画の期間

- 第五次須坂市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年の計画とします。

他の計画との関係

- 地域福祉計画は、地域福祉を推進するための理念や仕組みといった基本的な役割を担う計画であり、市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子どもに関わる分野ごとに策定された関連計画や、福祉以外のさまざまな計画との整合性を図り、これらを包括的、一体的に捉えることで地域福祉の具体的な方向性を示すものです、

4つの基本的な考え

生活課題の解決への住民の積極的参加

- 複雑・多様化する生活課題を解決するために、住民一人ひとりが地域社会を支える一員としての役割を担い、地域住民、NPO法人や企業などを含め、誰もが福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加し、協働で支え合うことのできる社会をつくりまします。

利用者主体のサービスの実現

- 利用者の立場に立った新たな仕組みや、それぞれの地域ごとに利用者が利用しやすい形でのサービスが提供できる仕組みづくりに、地域で暮らす全ての人々や、サービスを提供する主体、行政が連携し、互いに協力して取り組みまします。

サービスの総合化の確立

- 住民等による支え合いのインフォーマルサービスである地域福祉活動と、公的な基礎に支えられたフォーマルサービスが、その特徴を活かしながら連携していくことで、住民の生活を総合的に支えるサービスの供給体制をつくっていきます。

生活関連分野との連携

- 地域福祉の推進のために、福祉・保健・医療との一体的な運営を行うとともに、教育・人権・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどのさまざまな生活関連分野との連携を推進しまします。

基本理念

■ 地域住民が主体となって、みんなで支え合う福祉のまちづくり ■

社会の大きな変化に対応しつつ、地域住民一人ひとりの暮らしを支え、地域福祉の推進を図るためには「持続可能な福祉のまちづくり」が必要となります。地域住民や民間、行政の役割を見直すと共に、「自助」「互助」「共助」「公助」の意識を持って、住民主体の助け合いの精神による、思いやりで支え合う医療・福祉・健康のまちづくり、みんなで支え合う福祉のまちづくりを目指します。



基本目標 1

助け合い起こしで、みんなで
支え・支えられる地域づくり

●住民一人ひとりが相互に認め合い、人権を尊重し合い、助け合い起こしが自然にできる地域社会を実現するために、住民のだれもが福祉の担い手として気軽に地域福祉活動に参加し、世代間などの多様な交流を通して、助け合い起こしの輪を広げ、みんなで支え・支えられる地域づくりをめざします。

施策1：地域福祉の担い手の育成

- 事業① 福祉意識の醸成
- 事業② 地域福祉活動の人材育成

施策2：支え合う地域づくり

- 事業① 小地域ネットワーク活動の促進
- 事業② ボランティア活動・NPO 法人の活動の支援
- 事業③ 大学や企業、商店等との連携

施策3：交流の場（集い場）づくり

- 事業① 多様な交流の促進
- 事業② 身近な交流の場の確保

基本目標 2

みんなで支える
サービスの仕組みづくり

●自立した暮らしを支援するため、サービスに関する情報提供や相談体制を整え、権利の主体として安心してサービスを利用できるよう、権利擁護による支援やニーズを支援に結びつけるコーディネート機能の強化などを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、みんなで支えるサービスや助け合い起こし活動の仕組みづくりを推進します。

施策4：情報提供・相談体制の充実

- 事業① サービス情報の提供
- 事業② 身近な地域の相談窓口の充実
- 事業③ 相談機関のネットワークづくり

施策5：サービスの質の向上と権利擁護の推進

- 事業① サービスの質の向上
- 事業② 権利擁護の推進

施策6：連携体制の充実

- 事業① 地域と専門機関の連携づくり
- 事業② 関係機関の連携・支援の充実
- 事業③ 生活困窮者への支援

基本目標 3

みんなにやさしい、
安全・安心な福祉のまちづくり

●生涯にわたり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことは誰もの願いですが、支援が必要な人に支援が届かずに、地域で孤立しているケースもあります。

人と人とのつながりを広げ、相互の信頼関係を築き、緊急時や災害時にも支援できる体制を、ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、みんなにやさしい、安全・安心のまちづくりをめざします。

施策7：都市基盤・生活環境の整備

- 事業① 移動の利便性の向上
- 事業② ユニバーサルデザインのまちづくり

施策8：見守りの推進

- 事業① 子どもの見守り活動の充実
- 事業② 消費者被害の防止

施策9：緊急時や災害時の対応

- 事業① 緊急時の支援体制の確立
- 事業② 災害時の支援体制の確立